

豊川市子連 安全共済会の手引き 目次

豊川市子連安全共済会の手引き 目次・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.1

《全国子ども会安全共済会について》・・・・・・・・・・P.2～P.5

- ① 加入について
- ② 2年度＜年間行事計画書＞について
- ③ 事故等が起こった場合
- ④ 賠償責任保険について
- ⑤ 全国子ども会安全共済会について
- ⑥ 豊川市子ども会連絡協議会について

《加入手続関係・年間行事計画》

- ① ＜共済様式＞加入-1 1：＜加入申込書＞加入者名簿1・・・・・・P.6～P.7
★年度当初や追加加入の際にご提出いただく加入申込書です。
- ② ＜共済様式＞加入-1 2：＜加入申込書＞加入者名簿2・・・・・・P.8～P.9
★年度当初や追加加入の際、加入する者が3 1名以上いる場合、2枚目以降に使える名簿です。
- ③ ＜共済様式＞加入-1 3：2年度＜年間行事計画書＞・・・・・・P.10～P.11
★年度当初に提出し、変更や追加があった場合はその都度、事務局に報告してください。
- ④ ＜共済様式＞加入-2 1：変更届・・・・・・・・・・P.12～P.13
※既に安全共済会に加入している方が転入してきた場合など、変更があった際に提出してください。

《保険金請求関係》

- ① ＜共済様式＞請求-01：事故第一報報告書・・・・・・P.14～P.15
★事故等が発生したら、まずはこの書類を提出してください。
- ② ＜共済様式＞請求-11：＜医療共済金＞請求書兼事故証明書・・P.16～P.17
★保険金請求をする場合は、治療が終わり次第、早急に提出してください。
- ③ ＜共済様式＞請求-1 2：個人情報取扱いについての同意書・・P.18～P.19
★保険金請求をする場合は、治療が終わり次第、早急に提出してください。
- ④ ＜共済様式＞請求-21：医療報告書・・・・・・P.20～P.21
※領収書あるいは医療明細書がない場合に提出してください。
- ⑤ ＜共済様式＞請求-22：柔道整復施術報告書・・・・・・P.22～P.23
※整骨院・接骨院を受診した場合に提出してください。
- ⑥ 子ども会賠償責任保険事故報告《第一報》・・・・・・・・・・P.24～P.25
※子ども会活動中の対人・対物事故で保険請求をする場合に提出してください。

《全国子ども会安全共済会について》

各種様式は、この手引きをコピーしてご利用ください。

① 加入について

★ 年度当初の加入手続き

各単子で以下のものを一式そろえて、校区の市子連協議員にご提出ください。

※年度の当初に加入手続きを完了した場合、遡り4/1から加入したことになります。

- 加入申込書 <共済様式>加入-11 (P. 7)
- 加入申込書(加入者名簿2) <共済様式>加入-12 (P. 9) ※一度の加入で31名以上いる場合に使用
- 2年度<年間行事計画書> <加入様式>加入-13 (P. 11)
- 市子連会費(安全共済会費を含む) 1人あたり150円

★ 年度途中で追加加入の場合

校区の市子連協議員を通じて、または単子から直接、市子連事務局にご提出ください。

- 加入申込書 <共済様式>加入-11 (P. 7)
※加入申込書は以前提出したものに追記ではなく、新しい加入申込書に追加する方の情報のみを記入してください。No.も、新たに1からになります。
- 市子連会費(安全共済会費を含む) 1人あたり150円 ※お釣りの無いようにお持ちください。
※単子会長さんの印鑑をお持ちいただくと、誤りがあつた際その場で修正ができます。

★ 年度途中で、他の子ども会から転入してきた場合

年度の途中で、市内外問わず他の単子から転入のあつた場合は、令和2年度既にこの全国子ども会安全共済会に加入しているかを確認してください。

- 加入していない場合は、上記の“年度途中で追加加入の場合”に従い、通常の追加加入の手続きをしてください。
- 転入前に既に安全共済会に加入しており、市内の単子から単子への移動の場合は、『変更届<共済様式>加入-21』(P. 13)を記入し、市子連事務局までご提出ください。(FAX可)
- 転入前に既に安全共済会に加入しており、市外の子ども会から転入してきた場合は、『変更届<共済様式>加入-21』(P. 13)と、『市子連加入費(4月~9月末:1人あたり30円/10月~3月:1人あたり40円)』を市子連事務局に直接提出してください。(郵送不可)

. 注意点

追加加入や変更届の提出は、毎週水曜日の正午に一度締めめています。水曜日の正午までにご提出いただくと、その週の土日に行われる事業に保険加入が間に合います。安全共済会は市子連事務局が県に入金した、翌日から保険加入扱いになりますので、余裕を持って加入の手続きをお願いします。また郵送での会費の提出は受け付けません。

④ 賠償責任保険について

①賠償責任保険を請求する場合は、『子ども会賠償責任保険事故報告<<第一報>>』(P.25)を早急に、市子連事務局までご提出ください。

※必ず現場の写真(修理前後)を撮影しておいて下さい。

※破損物品修理の領収書又は請求書(原本)、修理明細書(見積書)は全て控えておいてください。

②第一報を提出し保険会社の審査が通った場合は、現場の写真(修理前後)、破損物品修理の領収書又は請求書(原本)、修理明細書(見積書)、その他必要書類をご提出いただきます。審査が通り次第、事務局から連絡がいきます。

⑤ 全国子ども会安全共済会について

全国子ども会安全共済会には、『医療共済金』の他に、『後遺障害共済金』、『死亡共済金』も含まれています。『後遺障害共済金』、『死亡共済金』に関して、請求を希望される場合は、市子連事務局にお問い合わせください。

※愛知県子ども会連絡協議会のホームページからも資料をダウンロードできます。

『医療共済金』・・・共済会加入者が子ども会活動中に傷害又は疾病を被り、医師の治療や柔道整復師の施術を受けた場合。

『後遺障害共済金』・・・共済会加入者が子ども会活動中に傷害又は疾病を被り、共済約款に定める身体障害の状態(後遺障害)となった場合。

『死亡共済金』・・・共済会加入者が子ども会活動中に傷害又は疾病を被り、その直接の結果として死亡した場合。又は子ども会活動中に突然死した場合。

補償の対象となる子ども会活動は・・・

①子ども会の活動計画に基づき、1名以上の指導者(20歳以上の者に限る)又は育成会員の管理下にある活動

②子ども会の活動計画を実施するために必要な調査及び準備のための活動

③上記①において計画されている子ども会活動の一環として参加する各種研修会、研究会及び会議に参加して行う活動

※上記①～③の活動には、子ども会が指定する集合場所又は解散場所と被共済者の住居との通常の経路の往復中を含みます。

《共済金の支給について》 全国子ども会連合会から、直接請求者に共済金が送金されます。

医療共済金：健康保険等を適用した医療費総額の30% (支払限度額 50万円)

後遺障害共済金：後遺障害の程度に応じて 7万円～600万円

死亡共済金：600万円

医療共済金の補償の対象とならない主な場合・・・・・・・・

- ① 共済契約者又は被共済者や共済金を受け取るべき者の故意又は重大な過失
- ② 自動車の関係する交通事故（例：人×自動車）※自転車の単独事故や自転車同士の衝突事故は対象
- ③ 被共済者が飲酒後に発生した当日中の事故等
- ④ 成長痛、野球肘、疲労骨折など、子ども会活動と因果関係が不明確な傷害や疾病
- ⑤ 地震もしくは噴火又はこれらによる津波によって生じた傷害又は疾病
- ⑥ 被共済者の妊娠、出産、早産又は流産
- ⑦ 平常の生活に支障がない程度になおった時以降の期間の医療費
- ⑧ 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間の医療費

完治までに180日を超える場合は、完治を待たずに180日分のみを請求してください。

- ⑨ 総医療点数が333点以下（医療共済金の額が1,000円以下）の場合

⑥ 豊川市子ども会連絡協議会事務局について

豊川市子ども会連絡協議会（市子連）事務局

〒441-0292 豊川市赤坂町松本250音羽庁舎2階（豊川市教育委員会生涯学習課内）

電話：0533-88-8035 / FAX：0533-88-8038 /

mail：gakushu@city.toyokawa.lg.jp

※全国子ども会安全共済会については、『愛知県子ども会連絡協議会』のホームページにて詳細をご覧ください。共済会の約款や安全共済会の各種共済様式もダウンロードすることができます。

※市子連会費(安全共済会費を含む)の内訳

- 全国子ども会安全共済掛金・・・・・・・・50円（※10/1以降加入の場合40円）
- 全国子ども会連合運営費（賠償責任保険料を含む）・・・・・・・・20円
- 愛知県子ども会連絡協議会運営費（安全共済会事務費）・・・・・・・・50円
- 豊川市子ども会連絡協議会加入費・・・30円（※10/1以降加入の場合40円）

年間1人
あたり
150円

（注）豊川市には、『市民活動総合補償制度』があり、安全共済会の共済金以外にも補償金を申請することができる場合があります。市民活動総合補償制度の申請をする場合は、事故発生後30日以内に事故報告等が必要です。安全共済会とは手続きの方法・申請窓口が異なりますのでご注意ください。

市民活動総合補償制度 問合せ先：豊川市役所 市民協働国際課（電話：89-2165）